

北海道国民健康保険団体連合会 行動計画

職員全員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年11月1日～令和6年10月31日までの5年間

2. 内容

目標1：ノー残業デイ等を設定することにより、時間外労働を削減し、仕事以外のプライベートの時間を増やす。時間外労働時間が年間360時間を超える職員を計画期間内に0人にする。

<対策>

(1) ノー残業デイの設定

毎週水曜日を全館的に「ノー残業デイ」とし、この日は、原則として時間外勤務命令を行わない。

(2) 重点週間の設定

毎月1日から7日を重点週間とし、業務の効率化に向けたミーティング等の実施を徹底し、この週は、原則として時間外勤務命令を行わない。

(3) 強化月間の設定

強化月間を設定し、その月の水曜日・金曜日については、「一斉定時退館日」とし、原則として時間外勤務命令を行わない。

目標2：年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

(1) 職員の努力

職員は、自らの業務を計画的に処理するとともに、毎月1日以上を目安として、積極的な年次有給休暇の取得に努める。

(2) 管理職員の取組

① 日頃から、年次有給休暇の計画的かつ積極的な取得を奨励し、年次有給休暇に関する数値目標を達成しやすい雰囲気づくりに努める。

② 職員個々の年次有給休暇取得実績を定期的に把握し、特に、年次有給休暇の取得が少ない職員に対しては、数値目標を達成できるよう、年次有給休暇の積極的な取得を個別に勧奨する。

③ 数値目標を達成できない部署がある場合、原因分析をするとともに、目標達成に向けた取組を徹底する。